

南房総市高齢者福祉事業（介護保険以外のサービス）

南房総市に居住されている、高齢者（６５歳以上の方）が
自立した生活を送ることができるように、次のようなサービスを提供します。 令和８年８月１日現在

事業名	対象となる方	内 容	自己負担額
1「食」の自立支援事業 （配食サービス）	① ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 ② １・２級の身体障害者手帳又は１級の精神障害者保健福祉手帳所持者のみの世帯 ①または②で、日常の食生活において支援が必要な方	委託業者が安否確認もあわせて食事を自宅まで配達します。 原則週５食まで（介護保険認定者等は２食まで）。 ※地区により配達曜日等が異なります。 ※食物アレルギーには対応できない場合があります。	１食当たり 前年度市町村民税非課税世帯 ３００円 〃 課税世帯 ５００円
2 緊急通報システム事業	① ひとり暮らしの高齢者 ② 要介護４・５と認定された方 ③ ひとり暮らしの１・２級の身体障害者手帳所持者 （ ① ～ ③ のいずれかに該当する方）	家庭用端末機・ペンダント型無線発信機を貸与し、緊急時の対応を図ります。	１箇月当たり 被保護世帯 ０円 前年度市町村民税非課税世帯 ３００円 〃 課税世帯 １，５００円 ※設置環境等により別途設置料がかかる場合があります。
3 救急医療情報カプセル 配布事業	① ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 ② 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者のみの世帯 ③ 日中、高齢者のみの世帯	救急時に必要な情報を適切な医療活動時に提供します。	カプセル配布は無料
4 高齢者介護用品支給事業	・要介護４・５と認定され、前年度市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者又は介護者	紙おむつ・尿とりパット・紙パンツを年間（年度）１０万円の範囲内で現物給付します。 ※給付回数は年４回です。申請受付期間等の詳細については、広報みなみぼうそうに掲載します。 【申請窓口・お問合せ先】南房総市社会福祉協議会 所在地：南房総市谷向１０９－１ 電話：２９－３７２９	
5 高齢者家族介護慰労事業	・前年度市町村民税非課税世帯に属する在宅の要介護高齢者【過去１年以上継続して要介護４・５の方】で介護サービスを過去１年以上利用しなかった方を介護している同一世帯の方	在宅で介護している同一世帯の方に、慰労金として年額１０万円を支給します。 ※申請後は、年に１回の現況届が必要です。	
6 生活管理指導短期宿泊 事業（ショートステイ）	・介護保険の対象にならない在宅の高齢者で、社会適応が困難なため生活支援等の必要がある方	養護老人ホーム等への一時的な宿泊により、生活習慣の指導等を行います。１年間 原則１４日間まで。 ※利用にあたっては、診断書等が必要です。	１日当たり 被保護世帯 ０円 被保護世帯以外 ２，３６０円
7 福祉タクシー 利用助成事業（高齢）	６５歳以上で、施設等に入院・入所しておらず、次のいずれかに該当する方 ① 前年度の市町村民税が非課税で、自家用車（原付を除く）を所有又は使用していない ② 運転免許を保有したことがない、失効又は返納した ③ 生活保護を受給している ※ 高齢者外出支援バス利用助成券の受給者は除きます。	１枚あたり７００円を助成する福祉タクシー利用助成券（高齢）を、３０枚を限度に交付します。 １回の乗車につき４枚まで使用できます。 降車の際に助成券を運転手に渡し、利用料金から助成額を差し引いた額を本人が支払います。	
8 外出支援バス 利用助成事業	６５歳以上で、以下の全てに該当する方又は生活保護受給者 ① 前年度の市町村民税が非課税の方又は、運転免許返納者である（公安委員会が発行する運転経歴証明書などを持っている方、運転免許非保有者など） ② 要介護１から５の認定を受けていない ③ 自力でバスの乗り降り可能で、乗車中の身の安全を介添え無しに行える ④ 施設等に入院・入所していない ※ 福祉タクシー利用助成券の受給者は除きます。	１枚あたり１００円を助成する高齢者外出支援バス利用助成券を、１００枚を限度に交付します。 １回の乗車につき４枚まで使用できます。 降車の際に助成券を運転手に渡し、利用額から助成額を差し引いた額を本人が支払います。	

【問い合わせ・申請先】 ＊おおむねの事業について、高齢者支援課に申請書が届き次第、連絡又は事前の調査を行います。

問い合わせ先	南房総市高齢者支援課（三芳分庁舎） 〒294-8701 南房総市谷向 100 番地 ☎0470-36-1152	申請受付場所	高齢者支援課、市民課（本庁舎）、朝夷行政センター及び各地域センター
--------	--	--------	-----------------------------------

裏面

あります

事業名	対象となる方	内 容	自己負担額
9 見守りシール配布事業 （どこシル伝言板）	① 行方不明放送を利用したことがある方 ② 警察に連絡又は保護されるおそれがある方	QRコード入りの見守りシールを、衣服やカバンなどに貼って使用し行方不明を早期に発見保護します。	シール配布は無料
10 わんわんパトロール隊	南房総市に住所のある人で、狂犬病予防注射をした愛犬とマナーを守って散歩している方	日頃の愛犬との散歩の際に防犯パトロールグッズ（わんパト標）を装着しながら、気軽に子ども達や気になる高齢者等の地域の見守り活動をするボランティアとして、犯罪の起きにくい安全安心なまちづくりを推進します。	防犯パトロールグッズ（わんパト標）は無料
11 高齢者補聴器購入費 助成事業	65歳以上で、以下の全てに該当する方 ① 耳鼻咽喉科の医師により補聴器が必要と証明されている ② 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない ③ 住民税非課税世帯に属している	医療機器認証された補聴器の購入費用の2分の1（上限2万円）を助成します。 ※1人1台限りの助成です。 ※補聴器本体以外の費用（受診費用、文書料、修理・メンテナンス費用、付属品、消耗品の購入費等）は対象外です。 ※助成を希望される方は、必ず購入前にご相談ください。	

【あんしんセンター】高齢者の総合相談窓口です。

お住いの地区のあんしんセンターをご利用ください。

専門のスタッフ（主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等）が連携して高齢者に関する介護や福祉、医療・健康・認知症・権利擁護などさまざまな悩みについて、相談支援を行っています。

地区	名 称	連絡先
富浦 富山	あんしんセンター富浦・富山 （地域包括支援センターアイリスの里）	〒299-2415 南房総市富浦町深名 1 1 7 0 番地 1 電 話： 0 4 7 0－2 0－4 5 0 0
三芳 丸山 和田	あんしんセンター南房総 （地域包括支援センター三芳）	〒294-8701 南房総市谷向 1 0 0 番地 三芳分庁舎 電 話： 0 4 7 0－2 9－3 3 5 5
白浜 千倉	あんしんセンター白浜・千倉 （地域包括支援センターえがお）	〒295-0021 南房総市千倉町平館 7 5 9 番地 1 電 話： 0 4 7 0－2 9－3 7 1 1
	南房総市基幹型地域包括支援センター （保健福祉部高齢者支援課）	〒294-8701 南房総市谷向 1 0 0 番地 三芳分庁舎 電 話： 0 4 7 0－3 6－1 1 5 2

【在宅介護支援センター】

在宅介護支援センターは、高齢者とその家族の身近な相談窓口として、介護・医療・福祉・認知症などに関する相談を受け、高齢者が適切なサービスを利用できるように支援しています。

地区	名 称	電話番号
富山	在宅介護支援センター 伏姫の郷	〒299-2206 南房総市平久里下字宮崎 1 1 2 9 番地 2 電話： 0 4 7 0－5 8－2 0 1 1
三芳	三芳在宅介護支援センター	〒294-0813 南房総市谷向 1 6 5 番地 1 電話： 0 4 7 0－3 6－4 5 2 0
白浜	おもいやりの郷在宅介護支援センター	〒295-0103 南房総市白浜町滝口 7 2 1 6 番地 8 電話： 0 4 7 0－3 0－5 3 6 0
千倉	千倉町在宅介護支援センター 千倉苑	〒295-0004 南房総市千倉町瀬戸 2 7 1 2 番地 2 4 電話： 0 4 7 0－4 0－1 8 1 1
	千倉町在宅介護支援センター晴耕苑	〒295-0022 南房総市千倉町忽戸 6 9 2 番地 1 電話： 0 4 7 0－4 0－1 2 3 1
和田	在宅介護支援センター花の里	〒299-2713 南房総市和田町松田 8 0 8 番地 電話： 0 4 7 0－4 7－5 1 9 4